

重 要

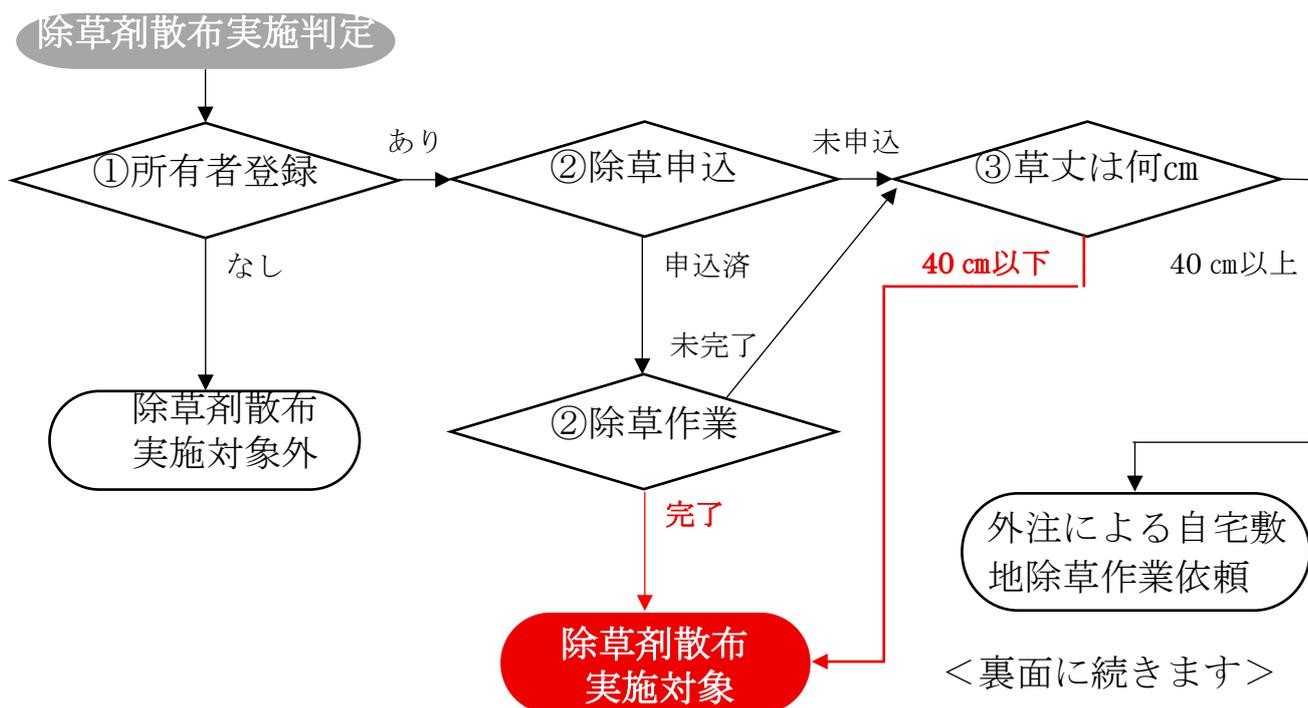
※必ずお読みください

令和7年度除草剤散布実施についての留意事項

【対象となる宅地】（下記の全てにあてはまる場合のみ対象となります。）

- ① 不動産利活用支援事業に「所有者登録」が完了している避難指示解除されている宅地 また、売買等により所有権を移転していない、または、賃貸等により第三者へ使用させていない宅地
- ② 売買・賃貸等より不動産取引する意思のある宅地（インターネット：おおくままちづくり公社・アットホーム自治体空き家バンク 他に公開している、あるいは、公開する意思のある宅地）
- ③ 大熊町事業において特定復興再生拠点区域内にある自宅敷地の除草が完了し草丈が40cm以下の宅地、または、ご自身等で自宅敷地を除草し、草丈が40cm以下の宅地

（1）除草剤散布実施対象【判定フロー】



(2) 除草剤散布実施内容

- ・除草剤散布に関する同意書に記載された宅地※1について、おおくままちづくり公社が3年を目途に除草剤の散布を実施いたします。
※1 一体で利用している雑種地、進入路を含む
- ・作業内容は除草剤散布のみとし、除草作業等はありません。
- ・除草剤散布時期は、効果がある5月～11月頃にかけて行う予定。

(3) その他

- ・「令和7年度除草剤散布に関する同意書兼申込書」に記載されている確認事項の全てを確認し、同意して頂いた条件を満たす必要があります。
- ・現地の事前確認及び除草剤散布作業のため、敷地内に立ち入りさせていただきます。
- ・現地の状況により除草剤散布が出来ない場合や、ご不明な点がある場合については、ご連絡をさせていただきます。
- ・作業日時のご指定ならびに、除草剤散布完了連絡はお受けすることは出来ません。除草剤散布進捗については、不動産利活用支援事業－所有者登録番号で公開しております。おおくままちづくり公社ホームページにてご確認ください。



←除草剤散布進捗掲載箇所

(4) 除草剤散布に関する同意書ご提出のお願い

- ・(1) 除草剤散布実施対象、(2) 除草剤散布実施内容、(3) その他の事項の全てについて確認し、同意頂ける方は、「令和7年度除草剤散布に関する同意書兼申込書」のご提出を頂き、除草剤散布実施申込完了となります。

ご不明な点がございましたら、下記までお問合せ下さい
おおくままちづくり公社  0240-23-7101

以上